

## 第 74 号議案

### 滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について

滋賀県立学校職員服務規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 23 日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県立学校職員服務規程の一部改正

第 7 条第 1 項中「出勤簿（別記様式第 3 号）に自ら押印しなければ」を「別に定めるところにより、自ら出勤の記録をしなければ」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「常に出勤簿を」を「前項の規定による出勤の記録を常に」に改め、同項を同条第 2 項とする。

別記様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 削除

付 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 「滋賀県立学校職員服務規程」の一部改正の概要について

### 1 改正理由

従前、職員が出勤したときは出勤簿に押印することとしていたが、令和4年度から県立学校において統合型校務支援システムを導入し、ICカードにより出勤の記録を行う方法に改めることから、出勤簿について規定している滋賀県立学校職員服務規程の所要の改正を行うもの。

### 2 改正内容

第7条の文言について所要の改正を行い、様式第3号(第7条関係)の出勤簿様式を削除する(別添新旧対照表のとおり)。

### 3 施行日

令和4年4月1日

滋賀県立学校職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第6条まで 省略 (出勤)</p> <p>第7条 職員は定刻までに出勤し、<u>出勤簿(別記様式第3号)に自ら押印しなければならない。</u></p> <p><u>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員のうち教育長が別に定める職員に対する前項の規定の適用については、同項中「出勤簿(別記様式第3号)」とあるのは、「教育長が別に定める様式による出勤簿」とする。</u></p> <p><u>3 校長は、常に出勤簿を整理し、職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>第8条から第24条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別記様式第1号から別記様式第2号まで 省略</p>	<p>第1条から第6条まで 省略 (出勤)</p> <p>第7条 職員は定刻までに出勤し、<u>別に定めるところにより、自ら出勤の記録をしなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>2 校長は、前項の規定による出勤の記録を常に整理し、職員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。</u></p> <p>第8条から第24条まで 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別記様式第1号から別記様式第2号まで 省略</p>

